

マニュアルの改訂にあたって

離岸堤等の維持管理の基本

○離岸堤等の維持管理は、海岸法に基づき、施設を良好な状態に保つように維持・修繕をすることを基本とし、堤防・護岸等の他の施設と同様に、予防保全型の維持管理を行う。

海岸法

第十四条の五

海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならない。

離岸堤等の維持管理の基本

予防保全型の維持管理

・点検により施設の防護機能及び性能を適切に把握・評価し、ライフサイクルコスト(LCC)の縮減と、点検・修繕等に要する費用の平準化を図る。

マニュアル改訂による具体的メリット

○マニュアル改訂により、離岸堤等の所定の防護機能を確保し維持管理の効率化がなされれば、ライフサイクルコストの縮減、予防保全型の維持管理が図られる。

(国民のメリット)

○安全・安心のサービス水準を下げる
ことなく、安価に維持管理の水準を確
実に確保

(海岸管理者のメリット)

○点検の効率化、簡素化

離岸堤等の所定の防護機能の確保するための
【ライフサイクルコストの縮減】

離岸堤等の長寿命化計画策定促進

海岸保全施設維持管理マニュアル改訂
(離岸堤等の点検・評価基準を位置付け)

マニュアルの改訂にあたって

全国の堤防・護岸等の海岸保全施設のうち、整備後 50 年以上経過した施設や整備年度が不明な施設は 2015 年で約 4 割であるが、2035 年には約 7 割に達する見込みで、整備後の経過年数が長期化した海岸保全施設が急速に増加しており、適切な維持管理を推進し、防護機能や安全性の確保が重要な課題となっている。

老朽化するインフラに対して、戦略的な維持管理・更新に取り組むことで、国民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新にかかるトータルコストの縮減等を図る必要があるとあり、平成 25 年 11 月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、各インフラの管理者は施設毎の長寿命化計画を策定しこれに基づく維持管理を行うこととされた。

海岸堤防等の海岸保全施設についても老朽化対策は急務であり、平成 26 年 6 月に海岸法が改正され、「海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならない。」とされるとともに、技術的基準等が定められた。

各海岸管理者において予防保全型の維持管理を推進するための「海岸保全施設維持管理マニュアル（以下、マニュアル）」は、平成 20 年 2 月に策定以降、堤防・護岸・胸壁や水門・陸閘等の陸上施設について、順次改訂し内容の充実を図ってきたところであるが、離岸堤、潜堤・人工リーフ、突堤・ヘッドランド等のいわゆる沖合施設については、これまでその具体的な点検基準等が位置付けられず、マニュアルの考え方に準拠しつつ、適切な維持管理を実施するとしてきた。一方で、沖合施設も陸上施設と同様に、建設後長期間が経過した施設が多くなり、適切な長寿命化対策を実施しなければ、十分な防護機能を果たせなくなるおそれがある。このことから、令和元年 11 月に「海岸保全施設維持管理マニュアル改訂検討委員会」（委員長：横田弘 北海道大学大学院 教授）を設置し、離岸堤等の施設管理の標準的な要領を示すための検討を行った。

近年、社会資本の安全性に対する信頼性の確保が一層求められている中、海岸法の趣旨に基づき「予防保全」の維持管理を進めていくことによって、海岸保全施設の所定の防護機能が確保され、結果として、国民の安全・安心が確保されることになる。さらには、海岸管理者にとっても必要な維持管理の水準を確保したうえで、ライフサイクルコストの縮減にも寄与することが可能となる。本マニュアルが、海岸保全施設の維持管理等に携る様々な立場の方々に、有効に活用されることを期待する。

なお、本マニュアルは現時点の知見に基づくものであり技術的な課題も多い。このため、国と海岸管理者が連携して海岸保全施設の変状や修繕方法について収集・分析し、本マニュアルの更なる充実に向けた取組みが重要である。

令和 2 年〇月